

四街道市こどもルーム運営事業受託事業者の選考に係る基本方針

四街道市健康こども部保育課

1. 基本理念

四街道市のこどもルーム運営事業は、昭和 52 年に有志の保護者の活動により開始されました。平成 23 年度にこどもルームの運営を社会福祉協議会に委託し、現在に至ります。

40 年以上のこどもルームの歴史のなかで、社会状況の様々な変化に対応するため、国の基準を上回る市独自の支援員の配置基準を設定するなど、保育の充実に努めるとともに、支援員の賃金の改善や、キャリアアップ手当の導入等により、就労環境の改善に取り組むなど、より良い事業運営を目指してまいりました。

今後は、これまで四街道市で培われてきたこどもルーム運営事業を基本とし、他自治体において運営実績のある民間事業者の豊富な経験を、こどもルームの運営に生かすことで、より一層、利用保護者や利用児童が安全で安心して利用することのできるこどもルームの運営を目指してまいります。

2. 基本原則

支援員等の処遇については、現在の処遇を下回ることの無いよう、仕様書に明記してまいります。

各こどもルームへの支援員等の配置については、現在行っている国の基準を上回る市独自の配置基準を継続することとし、仕様書に明記してまいります。

3. 選定方針

(1) 選定方式

金額の多寡のみにより事業者を選定する一般競争入札等により、低廉な価格で落札した事業者が受託した結果、保育の質が低下してしまうこと等を防ぐため、公募型企画提案方式により、四街道市のこどもルームの運営に適した事業者を選定いたします。

(2) 支援員等の継続雇用

保育の質を確保するため、受託事業者には、現在四街道市社会福祉協議

会に雇用されている支援員等の継続した雇用を、強くお願いしてまいります。事業者選定時の採点にあたっては、継続雇用に熱意のある事業者に対して加配を行います。

(3) 委託の単位

こどもルーム全 24 施設を概ね J R 線の南北で分割し、北側（13 施設：四街道小、中央小、大日小、八木原小、栗山小、南小）、南側（11 施設：四和小、旭小、吉岡小、和良比小、山梨小、みそら小）について、民間事業者を各 1 事業者選定することとします。

(4) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

(5) 応募資格

令和 3 年 4 月 1 日現在、他自治体における放課後児童健全育成事業を受託している法人格を有する者とします。

4. 今後の予定

下表のとおり、円滑な受託事業者の変更に努めてまいります。

令和 3 年	7 月	・ こどもルーム利用保護者へ説明。
	9 月	・ 9 月議会において債務負担行為の設定。
	10 月	・ 受託事業者の公募。
	11 月	・ 公募型企画提案方式による事業者の選定。 ・ 新受託事業者の決定。
	12 月	・ 開設準備期間として業務引き継ぎ開始。
令和 4 年	1 月～	・ 業務引き継ぎ。
	3 月	・ こどもルーム利用保護者へ説明。
	4 月～	・ 新受託事業者による運営開始。